

横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価書案  
についての環境影響評価審査書

平成26年6月4日

神奈川県知事 黒岩 祐 治



## I 対象事業の概要

神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第13条に基づき、事業者である横須賀市から、平成25年11月5日に提出のあった環境影響予測評価書案（以下「予測評価書案」という。）の概要は次のとおりである。

### 1 事業の名称

横須賀ごみ処理施設（以下「本件事業」という。）

### 2 事業者

横須賀市

### 3 事業の目的

横須賀市は、三浦市と協力してごみ処理の広域化を推進するため、「横須賀市三浦市ごみ処理広域化に関する基本合意書」を締結し、両市で発生する可燃ごみ等を安全で安定的に処理することとした。

横須賀市内の既存の可燃ごみ処理施設は、稼働後30年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、新たなごみ処理施設の建設が必要となった。

### 4 事業の内容

主たる事業は、廃棄物処理施設の建設であり、1日当たりの処理能力約360トンの焼却施設及び約30トンの不燃ごみ等選別施設を建設するとともに、関連事業として搬入道路の新設及び既存道路の改修を行う。

また、廃棄物処理施設の建設に伴い、約16.0ヘクタールの土地の造成工事を行い、隣接する用地に発生土を処分するため、約7.0ヘクタールの発生土処分場を建設する。

### 5 事業実施区域

事業実施区域は、横須賀市長坂五丁目3878番地ほかである。また、予測評価書案について周知を図る必要がある地域として事業者が定めた地域は、事業実施区域の周囲3キロメートルを包含する字の区域の境界であり、次の表のとおりである。



市町名	字名
横須賀市	<p>(西地区)</p> <p>芦名一丁目、芦名二丁目、芦名三丁目、荻野、御幸浜、佐島一丁目、佐島二丁目、佐島三丁目、佐島の丘一丁目、佐島の丘二丁目、山科台、子安、秋谷、秋谷一丁目、秋谷二丁目、秋谷三丁目、秋谷四丁目、湘南国際村一丁目、湘南国際村二丁目、湘南国際村三丁目、太田和一丁目、太田和二丁目、太田和三丁目、太田和四丁目、太田和五丁目、長坂一丁目、長坂二丁目、長坂三丁目、長坂四丁目、長坂五丁目、武一丁目、武二丁目、武三丁目、武四丁目、武五丁目、林一丁目、林二丁目、林三丁目、林四丁目</p>
	<p>(衣笠地区)</p> <p>阿部倉、衣笠栄町一丁目、衣笠栄町二丁目、衣笠栄町三丁目、衣笠栄町四丁目、衣笠町、金谷一丁目、金谷二丁目、金谷三丁目、公郷町一丁目、公郷町二丁目、公郷町三丁目、公郷町四丁目、公郷町六丁目、小矢部一丁目、小矢部二丁目、小矢部三丁目、小矢部四丁目、森崎二丁目、森崎三丁目、森崎四丁目、森崎五丁目、森崎六丁目、大矢部一丁目、大矢部二丁目、大矢部三丁目、大矢部四丁目、大矢部五丁目、大矢部六丁目、池上一丁目、池上二丁目、池上三丁目、池上四丁目、池上五丁目、池上六丁目、池上七丁目、平作一丁目、平作二丁目、平作三丁目、平作四丁目、平作五丁目、平作六丁目、平作七丁目、平作八丁目</p>
	<p>(本庁地区)</p> <p>佐野町一丁目、佐野町二丁目、佐野町三丁目、佐野町四丁目、佐野町五丁目、佐野町六丁目、坂本町一丁目、坂本町二丁目、坂本町三丁目、坂本町四丁目、坂本町五丁目、坂本町六丁目、汐見台一丁目、汐見台二丁目、汐見台三丁目、汐入町四丁目、上町三丁目、上町四丁目、鶴が丘一丁目、鶴が丘二丁目、不入斗町一丁目、不入斗町二丁目、不入斗町三丁目、不入斗町四丁目、富士見町三丁目、平和台、望洋台</p>
	<p>(久里浜地区)</p> <p>岩戸一丁目、岩戸三丁目、岩戸四丁目、岩戸五丁目、佐原一丁目</p>
	<p>(逸見地区)</p> <p>逸見が丘、山中町、西逸見町二丁目、西逸見町三丁目、東逸見町二丁目、東逸見町三丁目、東逸見町四丁目</p>
	<p>(北下浦地区)</p> <p>光の丘、長沢五丁目、長沢六丁目、津久井五丁目</p>
	<p>(田浦地区)</p> <p>長浦町三丁目、田浦泉町</p>
	逗子市
葉山町	木古庭、上山口、下山口

## 6 事業実施区域及びその周辺の自然環境

事業実施区域は、全体が衣笠・大楠山近郊緑地保全区域及び衣笠・大楠山風致地区に位置し、周辺と一体となった樹林環境が形成されており、レクリエーション資源として、大楠山ハイキングコース（衣笠コース）がある。

特に、事業実施区域北東側には、横浜横須賀道路を挟んで住宅地、農地等が広がっている。

## II 審査会の審議結果等

### 1 審査会の審議結果について

条例第20条第1項に基づき環境影響評価審査書を作成するに当たり、平成25年11月25日に、条例第75条第3号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）へ諮問し、以降6回にわたり審議が行われ、平成26年5月23日に答申があった。

答申では、事業者が行った調査において、事業実施区域内で絶滅危惧種が確認されていることから、追加調査を行うこと等が指摘されている。

### 2 住民意見について

条例第17条第1項に基づき、横須賀市に361通の意見書が提出された。また、条例第19条第1項に基づき、平成26年3月9日に横須賀市公郷町で開催した公聴会において、15人の公述人から意見があった。いずれも、ごみ処理施設への重金属類混入、ごみ焼却による煙突排ガスの影響、ごみ収集車の走行による騒音、施設からの排水による影響など、大気汚染、水質汚濁、騒音等についての環境影響の調査、予測及び評価に関して、事業者に丁寧な説明を求めることなどを内容とする意見であった。

### 3 関係市町長意見について

条例第20条第2項に基づき、関係市町長である逗子市長、葉山町長に意見を求めたところ、特に意見がなかった。

## III 審査結果

本件事業の予測評価書案について、審査会の答申を踏まえ、条例第20条第3項に基づき審査した結果は次のとおりである。

### 1 総括事項

本件事業は、横須賀市及び三浦市においてごみ処理広域化を行うため、横須

賀市内に焼却施設及び不燃ごみ等選別施設を建設し、両市で発生する可燃ごみ等を安全で安定的に処理することを目的としている。しかしながら、施設稼働後の環境影響を懸念する住民意見が多く寄せられていることなどから、本件事業の実施に当たっては、住民の不安に配慮し、理解を得るよう努めること。

## 2 個別事項

### (1) 大気汚染

ごみ焼却施設の稼働に当たっては、収集したごみに混入する重金属類を分別するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、適切な維持管理を行うこと。また、煙突排ガスについてのモニタリングを継続的に行い、その結果を分かりやすく公表すること。

### (2) 植物・動物・生態系

ア 絶滅危惧種のツルギキョウを移植する際は、生育する個体の近辺など、生育に適した場所に移植するとともに、事後調査については、定着状況を確認するために十分な期間を設けること。

イ 事業実施区域内で絶滅危惧種のミゾゴイの鳴き声が確認されていることから、繁殖の可能性や生息状況などについて、情報収集や追加調査を実施し、調査結果を踏まえた追加的な環境保全対策を検討すること。

### (3) 温室効果ガス

ごみ焼却施設の発電量について、複数の設備メーカーからのヒアリング結果の平均値を予測に用いているが、各社が算出した発電量を比較すると最大と最小で約1.6倍の幅がある。このため、温室効果ガス排出量の削減効果が異なることから、設備の選定に当たっては、ごみ焼却による発電量と施設の入電量の相殺を含めた選定理由を説明すること。

### (4) その他

ア 事業実施区域周辺の住宅等への環境影響を配慮し、事後調査の地点数や調査頻度等について、可能な限り住民要望を取り入れて設定すること。

イ 環境影響予測評価書の作成に当たっては、住民の理解を得るよう努めるとともに、丁寧かつ分かりやすい表現に配慮すること。